

結ヒ固ム、號シテ踏藤ト云フ、又同ジ藤綱ヲ其左右ニハル、手綱藤トイフ、是橋ノ欄干ニ比セリ、如此ノ用意調エテ後、雜木ヲ伐ツテ打割、踏藤ノ上ニ並ベテ、藤ヲ以テ簀ノ子ノ如ク、絨付テ、鋪板ノ代リトス、號シテ踏木ト云ヘリ、其長橋ニ至ツテハ、凡廿餘間ナルモノアリ、是等ハ踏藤緩ミ延テ、他邦ノ人ワタレバ、足下甚ダ動搖シテ、曾テ進ミ得ザル也、其地ノ人ニハ老若男女トモニ、自在ノ通用路トシテ古今ニ至ル、尤毎歲アラタニ造ル事也、

〔視聽草五集六〕藤橋之記

飛驒國高原なる舟津の流れは、北海より十六里の水上市にして、溪ひろければ橋をわたさん方便もなく、巖聳へぬればふねをよすべき岸根もあらず、かくこえがたき處なるに、そも藤橋を掛そめし昔を思ひわたるに、彼虹を見て橋を造りし類ひにして、張絹にならふて藤かづらを織立、目なれぬはしをいとなみ、千里往來の便とはなしぬ、實にはじめてわたる人は、その動を見てはその危きを思ひ、行て目まひ股おのゝきて、這ふて渡るも多しとぞ、

〔閑田耕筆一〕懸崖絶壁數十丈屹立し、下は急流迅瀨にして、柱を建べからざる所、奇巧を以て橋をわたすもの、甲斐に猿橋、信濃に水内ミナチの曲橋など圖を見、其話をも聞しが略中ウチまた此頃飛驒の人田中記文といふが訪來て、其國の藤ばしかごのわたりのことをかたり、且記せるものを示さる、藤橋三所有、其あらはれたるものは、吉城郡舟津町村にありて、高原川にわたす、東西各民家あり、西を朝浦といひ、東を東町といふ、川の兩旁石崖突出せる上に架たるものにして、歳ごとに近縣の民相つどひて改作る、長三十三間餘、濶數尺、一柱を建ず、藤を經にし、木を緯にして、織こと席のごとし、往々木を横へて歩を進るの程限とし、兩邊藤索を張て欄干に代ふ、是を攀て渡るべし、然も風に觸てゆらめくからに、行人難み、あるひは匍匐て前むこと能ざるものあり、土人は重きを負ついたゞきて、まかも彼程限を踏て進む、かつて一步をあやまたず、或は雨夜に燭を執らず、木